

議会運営委員会報告書

令和2年9月14日

備前市議会議長 守 井 秀 龍 様

委員長 土 器 豊

令和2年9月14日に委員会を開催し、次の案件を協議したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 備前市議会基本条例（案）に対する意見募集結果の公表について
- 2 議会報告会について
- 3 図書委員の選出について
- 4 委員会行政視察について
- 5 議員研修会について
- 6 答弁漏れについて
- 7 オンライン会議について
- 8 新型コロナウイルス感染者情報について

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和2年9月14日（月）		第7回定例会（第13日目）散会後	
開議・閉議	午前10時20分	開会　　～	午後3時55分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第7回定例会）の開催		
出 席 委 員	委員長	土器　豊	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		石原和人		青山孝樹
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	守井秀龍	副議長	掛谷　繁
傍 聴 者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説 明 員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本　寛	議事係主任	楠戸祐介
審 査 記 録	次のとおり			

午前１０時２０分 開会

○土器委員長 ただいまの御出席は６名であります。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

まず、議会基本条例案に対する意見募集の結果について、事務局からお願いします。

○石村議会事務局次長 基本条例の意見募集の締切りを終えまして、３名の方から２０件の御意見をいただいております。この件について、議会運営委員会の方向性をお決めいただきたいと思っております。

○土器委員長 それでは、出された意見について、１つずつ皆さんの意見をお聞きしたいと思います。そういう形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、１－１、総括ですね、皆さんのほうでいろいろ検討されとると思いますんで、順番に意見をお聞きしたいと思います。

○中西委員 私も一通りは目を通したんですけど、細かく読み砕いていないというのが実情なんです。さらっと読んでも、なかなか専門的で詳しい方が書いておられる部分もありますし、じっくり読まないと言えませんが実情です。申し訳ありません。

○石原委員 １番目の前文についてですけれども、かなり長い文面で来ておるんですけれども、要約すれば議会基本条例制定について今のタイミングでなくてもいいんじゃないか、もっと中身を市民の意見や評価も得ながら進めてはどうかということなんですけど、そもそもこの議会運営委員会で方向性について決めて進んできて、ここで条例化を目指しておるわけですから、そのことを議会の考え方のところへお答えをすればいいのかな、１番目の質問については。

○青山委員 私も目を通して見て、議員間の討議が十分できているのかとか、あるいは市民の意見や評価も得ながら手直しが必要なら直すというふうなことも書いておられるんですけど、特にここへ書かれていることで直さにやいけんところはないんじゃないかと思いました。

○尾川委員 これ１項目ずつやっていくんですか。

○土器委員長 意見を聞くしかないでしょう。

○尾川委員 はっきり言って、経民会はまだきちとした見解をもらってねえ。だから、もうちょっと時間もらって、各項目について議員一人一人の意見をもらいたい。もう時間はないのかな。

○森本副委員長 総括に関してなんですけど、議員間討議はこれから行っていくことなので、しっかりテーマを組んで取り組んでいけばいいことだと思っております。条例の制定を急がなくてもみたいに書いてあるんですけど、取りあえずはやはり条例を施行して、その中で議員が見直しなりを行った上で、また市民の方の御意見を取っていけばいいので、スケジュールも設定してあるし、このまま進めていけばいいのではないかと考えてはおります。

ただ、１０月の施行になってくると今議会で決めていかないといけないので、今日までに各会

派で検討をお願いしますということを言っていたわけです。これをまた延ばすとなれば時間的にどうかなというのが私の感想です。

○青山委員 これ御意見に対する回答をこの右側の市議会の考え方というところに載せて、それで市民の方に示すということなんでしょうか。

○石村議会事務局次長 本日は議会運営委員会でこの回答の方向性を決めていただいて、一言一句とは言いませんが、これに対してどういった回答をすべきなのかというところは最低決めていますと、それでないと回答は作れないと思っています。また、議会運営委員会で決めた条例案をそのまま上程していいのか、例えば御意見をいただいたことで訂正するところがあれば、今の案を直したものを意見の回答案とともに全員協議会等で話合ってください必要があるのか、そのあたりも御協議をいただきたいと思っております。

それから、今回意見公募の公表についてということで6ページにわたって意見いろいろいただいておりますので、御意見等は趣旨を損なわないよう原文どおり記載しておりますというような表記もしておりますが、これはこのままホームページに載せて公開したいと思っております。

ただ、議会だよりにはこんなスペースは到底ありませんので、例えばこの中で特にこの部分を載せてほしいというものも議会運営委員会でお決めいただきたいと思っています。そのあたりの御協議をいただきたいと思っておりますが、9月定例会の最終日に御提案するということになる、例えば全員協議会が必要であるならば皆さんがお集まりになるのは9月24日の予算決算審査委員会の後しかないのかなと思っておりますので、いただいた方向性をもって回答案を作成するのに1週間はいただきたいと思っていますが、そのあたりが無理であれば条例の提案というのは時期がずれていくのかなと考えます。

○中西委員 もう一つ、こんなことを聞くのも恥ずかしいんですが、ここで条例の修正があり得るかどうか、もう一つはこの市議会の考え方をお示しした上でないと条例の提案はできないということになるんでしょうか。

○石村議会事務局次長 御意見をお伺いしたわけですから、回答が先ではないかと考えます。

○石原委員 休憩をお願いしたいんですけど。

○土器委員長 休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時39分 再開

○土器委員長 それでは、委員会を再開します。

休憩時間中に1つずつ審議して、それぞれの考えを流していただいてということになりましたので、進めていきたいと思います。

総括について。

○中西委員 副委員長も言われましたように一つの努力目標のところはあるわけなので、それに向かって実践をしていくということで言えば前文はそのまま変えなくてもいいんじゃないか

と、そこは我々の努力目標ということで理解をしていただろうかと思います。

○土器委員長 ほかの方はございませんか。

○石原委員 この方はここではタイミングのことを問うておられるのと、それから最後のところでしょうけれども、議会基本条例、このまさしく条例は制定して守っていただくのではなくて、市民から信頼される議会として実践していくもの、してきたものを不変のものとして受け継いでいく内容を条例化、すなわちこの制定の時期を問うとるわけでございましょうけれども、議会として議運でもって県内最後のタイミングですけれども、条例を作り上げて制定して、そこに向かって市議会は進んでいこうということでしょうから、御意見としてはお伺いしますけれども、期待に背かないよう全力を傾注して市議会活性化のために精進していくような形のお答えでいくしかないのかなという捉えではおります。

○青山委員 私も先ほど言いましたように、基本条例の中でうたわれている前文についてはこの方向性でいいんじゃないかと思います。その上で、出された意見については、これからの実践の中で実行しながら問題点があったら変えていくように努力しますということでもいいんじゃないかと思います。

○土器委員長 それでは、1番については今まで出されてもらったのを生かしていただくと、またこの意見については今後活動の中で生かしていくという形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、1を終わります。

それから、3－1の1ですね、第2条第2項について。

○中西委員 これは強化という文字が残っていてもいいんじゃないでしょうか。

○石原委員 私もこの方は簡素化して努めるでいいのではということなんですけど、中西委員も言われたように私も強化という文言は残しておって問題ないのではないかという捉えでおります。

○青山委員 残しておいていいと思います。

○森本副委員長 残しておいても差し障りないと思います。

○土器委員長 尾川委員、残してよろしいですか。

○尾川委員 ただ、何を意図して書いとんか、これに答えるときに何を書くかということを考えにや。そりゃ今言う強化したいんじゃないかと、議会としてはそういう考えしとんどすということなんじゃけど、何を目的にその努めるぐれいでえんじゃねえかと言ようるかじゃな。本人に聞くわけにいかんけど。

○石原委員 これはあくまで市民の側から議会への御意見なんで、さっき言われたように、真意のところは推しはかるしかないんですけれども、我々議会議員の一員としてはこれまでも既に政策立案、提言、提案等も含めて、その部分はどの議員も取り組まれてきておることであると認識しております。この回答の在り方については、また取りまとめて正式に形づくられるんでしょう

けど、現時点の考えはこのことについてはもう既に取り組んでいることであるけれども、今後さらに各議員、市議会強化していくという思いであるからして、強化という文言を残しておけばという思いにつながったところです。

○土器委員長 ありがとうございます。

石原委員が意見として出されたの形で議会として回答させてもらったらと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、次の1－2の2ですね。第2条第4項について、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

○石原委員 御質問というか、御意見につきましては何か市民の方の言わば感想のような、響いていない、伝わっていない、残念ですというところ、軽んじられているようでもありませんとか、何か単に市民の方、読まれた方の感想を述べられとるような、これにどうお答えするか、備前市議会としては、いや、十分これまでのこともしっかり経験値として捉え、それぞれの規定によって申し送られて現在につながっておりますというような答えしかできんのかなという捉えでおります。

○中西委員 これを書かれた人はかなり詳しい人だと思うんですよ。この文章読んでみて、やはり1行目にある議会運営に関する条例、規則、先例、申合せ事項等を継続的に見直しというふうに先例を加えたほうがいいような感じがします。どうでしょうか。

○青山委員 私も、先例は議会運営に関して会議規則や委員会条例を補完するものと理解していますというところは引っかけたんですけど、こういう条例の中に先例というふうなものを入れていいのかというところをどうすべきかなと思ったんですけど。

○中西委員 この人が書いておられるように、申合せというのは各期の構成議員が議会内での約束事を取り決め、その期の中でしかないと、やっぱり先例が先にあって、その後に各期の申合せというふうになるんじゃないかと思うんだけど、ちょっとここは事務局の意見も聞いてみたいんですけど。

○石村議会事務局次長 中西委員がおっしゃったように、申合せというのはその期、その期の約束事であって、先例というのはこれまでの議事の事例等から議会運営のルールを補完するものであります。

○守井議長 先例という文章自体を入れることがどんなかなという感じもせんではないけどな。申合せ事項等というのがあるから、その中にも入るんじゃないかなと思うんだけどな。

○中西委員 申合せより先例のほうが重いというものだと思うんですよ。軽いもので、等という中に重いものの先例は入らないじゃないかと。

○尾川委員 先例の位置づけというのはどうなっとんかな。先例というのは独立したものという扱いをしようかなという記憶もあるんじゃないけど、先例というのは委員会条例とかに発展的に変

わっていっとなんじゃねんかな。そう解釈しとんじゃけど、そうじゃなかったら先例というのを入れにゃいけんのんかもしれんし、申合せよりは先例のほうが上位になるんかも分からんけど、申合せ事項は改選があつたりしたら見直しするという記憶があるんじゃけど、先例というのは条例化していくということがなかったかな。

○石村議会事務局次長 基本的には自治法、会議規則、それから委員会条例にのっとって会議を運営していくわけですが、ほとんどの市議会が全国市議会議長会の標準会議規則にのっとって独自の会議規則を制定しておりますが、市議会によって運営はまちまちです。それぞれの議会でこれまで培ってこられた運営方法を文章化したのが先例であって、備前市議会にも先例事例集というものがございます。事例というのは、ただ単にそのときこういう扱いをしたという事例を集めたもので、事例がある程度運営のルールとして確立されたら、それが先例となります。ですので、申合せというのは議会運営のルールというよりも、ルールとして申し合わせられているものもあるんですけど、そういうものは先例にもある、申合せにもあるというような形になっています。例えば発言に関することであるとか、それぞれの議会独自の議会運営のルールを補完するものという扱いになろうかと思います。

○尾川委員 よう分かったような分からんけど、ほんなら先例がずっと先例のままで続いて先例という形になっていくということ。

○石村議会事務局次長 先例は、例えば一般選挙の前にこの4年間で行ってきた運営によって、議会運営委員会で見直しを行います。議会運営委員会の協議を経て、議長決裁で行っておりますが、以前は本会議で議決していたこともあります。そのようにして運営を補完するルールを変えて、次の期からは新しい先例に基づく運営を行う場合もあります。ですので、もう完全に議会のルールと思っていただけたらいいと思います。

○尾川委員 いやいや、せやからルールじゃから規則じゃねんかなと言ようわけですよ。だから、当然先例が長う続いていったら規則に含まれてくるんじゃねえかなという話しようわけですよ。

○石村議会事務局次長 先例というのは、単に事例ではなくて確かにルールです。備前市議会のルールと思っていただけたらいいと思います。

○尾川委員 先例というのは慣例と一緒に解釈しとるわけじゃ。だから、法律に次ぐような判例になつとるわけじゃから、法律を変える前にその先例というのがあるよ、そのルールでやっていくわけじゃから、法律改正までいってない間だからな、そういう認識でおるんじゃけどな。まあええけど、だったらちゃんと先例入れとかにゃいけんということになるよ。

○掛谷副議長 先例と申合せというのは、特段に大きな差異はない。先例より申合せがここに出てくることに疑問を感じるとともに、現在の議会運営で先例が軽んじられているようでありませんと、こうあるんですけども、申合せもそれから先例も線引きは非常に曖昧というか、どちらを重きにするかといえ、多分これは申合せ事項ということですからずっと来ていることが多いんだと思

うんです。何も先例を無視することでもないし、特段に明確に線引きする必要もないんで含まれているんで、皆さん方が先例をとということでありや先例でいいし、両方併記することも特段ないと思いますよ。ということで、もうこれでいいのではなかろうかと、どうしても先例のほうが重いんだとであれば先例等というふうに変えればいいと思うんですけど、ちょっと整理をさせていただきます。

○中西委員 だから、ここは先例を条例、規則、先例、申合せ事項等をというふうにしとけばよろしいが。

○石原委員 すみません。私もこれまでの議論を聞いて、やっこの方のいわんとすべきが伝わってきたところもあるんですけど、先例、申合せの扱いについて問われとんであれば、もう先例や申合せを軽んじることでは決してないけれども、条例の条文ですからもうシンプルで明確に条例、規則等として、申し合せを取り除く形もあるんじゃないかな、そこには先例も含まれましょうし、申合せも当然あるんですけど議会のルールはルールとして我々重視はしていくんですけども、何かそんな気もしましたが。

○中西委員 我々は何のために意見聴取をしているのかということが問題になるわけで、やはりその御意見を踏まえて、その人の言わんとすることを踏まえて条例を作っていくということが大切なんじゃないかというふうに思うんです。こういう指摘があったから、別の文言に変えていくじゃなくて、この人は先例を規則、申合せの前に、規則と申合せの間に入れるべきではないかということを行っているわけですから、この意見を取り上げてしてあげればいいんじゃないかと、それがやっぱり正確な表現の方法だと思うんです。

○石原委員 当然そうなんですけど、何か条文としてみたときに決してこの方おっしゃるように軽んじるわけではないし、ここへ出された意見を当然重視していかなといけんですが、何かここへ、申合せ事項であつたりが加わるほうがどうなんかなと。加えることは簡単なんですけど、何かずばっと言うたほうがいいのではという思いもあるんですけど。

○土器委員長 二通りの意見が出たんですけど、中西委員が話されたように先例、申合せ等中へ入れる形でいきたいと思うんですが、皆さんどうでしょうか。私は中西委員の意見がいいのではなかろうかと思ひまして。

○青山委員 どちらもそれなりにと思うんですが、今まで先例集、申合せを議員になって事務局からいただきました。今度条例という形にするということであるならば、条例規則というふうなところが基本条例であって、先例申合せについては細則というふうなものになるのかなというふうに思うんですが。

○土器委員長 先例とか申合せについてそれぞれの考え方があるんですが、ちょっと要らんを話すんじゃないけど、労働組合は議会をモデルにしていろいろ運営されているんですね。その中で学んだことは先例とか申合せは就業規則とか労働協会よりも優先されるという形で来ているから、やっぱり先例とか申合せというのは条例の上にあるんじゃないかなと思いますけど。私の意見

です。事務局、これは私が勘違いしとんかな。

○入江議会事務局長 事務方としては、条例と規則が当然のことながら上です。ただし、条例、規則に書いてあっても条例、規則には解釈がありますんで、備前市議会たるはこうだというのが先例でありまして、それに至らないのが事例、申合せは先ほど来ありましたように1期4年間の申合せ、途中で改変されることもあります、そういうものだと考えております。

もう一方の御意見で、議会の条例とは別の何かの施策条例に先例とか申合せに基づきというて書いてあったら、何ならこれとは思われるのが一般的かもしれません。なので、この方の先例が軽んじているようではなりませんとかというようなものについては、そうではありませんという答えはぜひしたいと思いますが、今回議会の最高規範となる議会基本条例の中に、先例とか申合せにという語句が出てくるのは、どうかなというのが事務方としての思いです。

○土器委員長 ありがとうございます。何か結論が出たように思うんですが、皆さんどうですか。

○森本副委員長 先ほど石原委員が言われたように、規則等というふうな表記の仕方でもこれは大丈夫だというふうに、局長考えとってもよろしいんですね。

○入江議会事務局長 あくまでも事務方の意見ですが、当然この方へは、重んじますという返事はしたいというのが、事務方は先例集に載ってあるものを曲げるときには、いや、駄目ですというのがまず口に出ますので、そういう思いでございます。

○青山委員 よく分かりました。私も条例ということなんで、条例規則等というふうにまとめてもいいんじゃないかなと思います。それで、先例や申合せについても列記しておりますとか、何かそんなようなことで軽んじてないというふうなことを示していただければいいんじゃないかなと思います。

○土器委員長 それでは、今事務局から提案というか、意見等ございました。それでよろしいですか。

○中西委員 僕やっぱり我々が意見はありませんかということで意見聴取をして、この方が意見を述べてくれた、そのことによって先例というのが申合せより上にある、規則の後にあるんだということが明らかになって、ここをどう整理するかというときに先例も申合せも取ってしまうということはいかななものかと。やっぱりせっかくそういう指摘をしてくださっていることを大切にしていかなければいけないというのがここでは大事なんではないでしょうか。特にあとはどうでも書けると思うんですけど、我々はこの人の御意見を酌んでそういうふうにしましたというのと、その人の意見を酌んで何って先例も申合せも取ってしまうと、等の中に含まれているんだというふうな書き方をした場合の相手方の気分というのはどうなんでしょう。開かれた議会として意見を聞くという姿勢においてはどうなのかというのが気になるところです。あとは多数決でやっていただければ結構です。

○石原委員 中西委員のおっしゃるのは当然ですし、こういう貴重な御意見をいただく中でそう

いう先例が軽んじられとんではないか、先例、申合せの表現について疑念を抱かれとるわけですから、そういう市民の方の誤解を招かぬためにも、より明確に、分かりやすい形で決して軽んじるつもりではないけれども、誤解を生じるような表現、御意見をを受けて議会として見直す条文としていくことも私は可であろうかという思いで今おります。

○土器委員長 事務局、今中西委員が言われた、基本条例の中に先例、それから申合せ等が入るのは問題なんですか。別に問題ないん。どんなですか。

○石村議会事務局次長 問題はないのかもしれませんが、先ほど局長が申しましたように条例の中に条例以外の議会独自のルール of 名称が入るのはいかなものかという感覚は、私にもどうしてもあります。

○森本副委員長 むしろ中西委員が言われていたように、市民の方の質問にしっかり真摯に受け止めて答えていくというのも大切かとは思いますが、先ほど事務局が言うたことももっともだというふうに思いますので、市民の方に回答するときにしっかりと内容説明も併せて書かせていただいて、条例と規則はしっかり守っていくことなので、先例が入るのはということをお伝えするという形で今回はいかせていただいたらどうかと私は思うんですけれども。

○青山委員 私も中西委員の言われることは本当にもっともだと思いますし、こうやって条文を読んでいただいて、それで意見をいただけていることに関しては本当に感謝しかないんですけど、ほかの条例のところを見ましてもいろんなことが言われていますけど、その言われていることを取り上げるということと、それに対する回答というのは、また別じゃないかなと思うんですけど、回答に対しては本当に真摯に受け止めて参考にはさせていただいたと、しかしながらこう協議の結果こうなったとかというふうな形で書いていただくほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○石村議会事務局次長 準備が十分でございましたので、お手元に条例案と解説つきのものお配りしていなかったんですけど、休憩をいただいて、配付させていただきたいと思います。例えばこの条文を条例、会議規則等というふうにした場合に、今の逐条解説ですと市民に分かりやすい議会運営のために会議規則等を継続的に見直すことを定めていますとあるんですが、この会議規則等の中にはこういったものがあるという解説を入れることもできると思っております。時間をいただければ御用意したいと思います。

○土器委員長 それでは、休憩を取ります。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 31 分 再開

○土器委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今の二通りの意見が出たんですけど、最初中西委員が話されたように先例を入れるという形、それからもう申合せも先例も入れないという両方あったかと思うんですけど、これについての議論はもうよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、先例とか申合せをこの基本条例に入れる方、入れたほうがいいと思う方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

それでは、もう入れないに賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

そちらが多数なんで、結論は申合せ、先例を入れないという形になりました。

○石原委員　そこで、解説のところへあらゆる規則、先例、申合せも含め、あらゆる規則について継続的に見直していきますといった文言を盛り込んでいただければと思います。

○土器委員長　石原委員から出された意見で皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではよろしいということで、事務局よろしくをお願いします。

次へ移ります。2ですね。第5条第2項について、意見等ございませんか。

○石原委員　回答とすれば、市民の方、団体等から御要望があればどこまでいけるか分かりませんが、それこそ当該委員会であったり議運であったりというところで開催するか否かを決めていくことで、開催要望に応えることもできるというか、応えるように努めるというか、そういう表現でいいのかなとは思いますが。

○森本副委員長　会派で話し合ったときに、この方の真意が分からないんですけど、一市民からの要望も含まれているのか、ある程度団体とか組織からの要望なのか、そこら辺が不明なので一市民の方が自分とだけ開いてくださいと言ったときに、それも議会として受けるのかというようなことを解釈できなかったんで、そういう考えの方もいらっしゃるのかなというのをちょっと危惧するところであったので、このまま市民という表記でもいいのかなというのは感じたところなんですけれども。

○石原委員　副委員長が言われましたけど、一個人の方からの問合せ、要望もあるかもしれませんが、あくまで想定としてはある程度の団体といいますか、そういった想定でおるんですが。

○森本副委員長　多くの方は多分一市民という考え方はなかなかされないとは思って、回答にはやはり一市民というよりは団体というか、組織、そういう形で受けさせていただきますというような回答をさせていただいてはいかがかなと思うんです。やっぱり懇談会なんかを一市民の方と議員全員と実施していくというのは難しい話かなと思うので、そうしていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○守井議長　委員会がどうたっているんで、委員会としてその団体等への意見聴取や説明を行うということは考えてもいいんじゃないかと思いますし、市民からの要望というのも今さっきお話があったように団体等からの要望があれば、下の項目はどこの団体というのがないんで分からないんですけど、同じように対応していくという話でいいんじゃないかと思いますけどね。

○土器委員長 そうしたら、要望に応えるという形で、議長からそういう提案があったんですが、実際には委員会がしているわけでしょう。十分とは言えないかもしれないけど。

○守井議長 各種団体と協議をしたり、意見を聞くというものはやってもらいたいということを皆さんにはお願いしています。

○土器委員長 それでは、これに関して意見を取り入れるという形でよろしいですか。

○石原委員 御要望いただいたその都度当該委員会であったり議運であったりで、どうその要望を取り扱うかということをその都度判断をさせていただくような形でいいのかなと思います。

○中西委員 ここはあまり明確にその団体とかということを書かずに、やっぱり市民でいいと思うんです。あとの文言を見ても市民なんですよ。それは広い意味での市民であって、どのように開催していくのかというのはここで言えば委員会ですから、委員会が判断をすると、だから相手は市民でいいんじゃないでしょうか。

○土器委員長 それでは、今の中西委員が話されたことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これは承認されました。はい、よろしくお願いします。

○石原委員 よろしいかというのは、承認されたというのがちょっとよく分からないんですけど、ここの回答については委員会が判断して要望に応じていくという回答でよろしいんでしょうか。

○土器委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、次に行きます。第6条第2項について。

○森本副委員長 ここは、感じるがありますという個人的な感想を述べられているだけなので、これに対して回答が要るんでしょうか。

○青山委員 これを説明するのはなかなか難しいと思うんですけど、同一理念といっても逐一同じ考えではないと思いますので、ただ回答する場合に日々話合いを持ったり情報交換をしておりますというふうな答え方になるんじゃないかと思うんですけど。

○守井議長 今の備前市議会の会派を具体的に説明して、通常の会派の活動を説明してあげたら、それでいいんじゃないかと思う。例えば全部で何会派がありますとか、それぞれの会派でいろんな意見交換をやっておるということを報告するような形にされたらどんなかな。

○土器委員長 議長から話がありましたが、そういう形で皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なら、よろしいということなので、次行かせていただきます。

それでは、第7条第1項について。

○石原委員 所信表明の表現についてこの方は言われているんですよね。これはもう本当にすみません、今さらながらなんですけど、基本条例で、それから議長選挙の場面なんかで所信表明という表現はされとんですかね。備前市独自の表現なんですかね。

○青山委員 例えば国会でも総理が所信表明をされるというふうな、その立場にある人が自分の思いを語るというふうな捉え方だと思いますけど、ここは選挙に対する立候補演説という形ですよ、実際は。その言葉の使い方で捉え方が違うんじゃないかなと思うんですけど、その辺先ほど石原委員が言われたように、ほかでいい表現の方法があるのであれば教えてもらいたと思いますけど。

○中西委員 この方の意見は、その次につながっているんですよね。要は市民に分かるでしょうかと、分かりやすい議会運営を目指されているのではと。私たちは開かれた議会にするために議長選挙を立候補制でやると、立候補する方がどのような所見、見解を持っておられるのか、そのことを聞いて1票投じると、同時にその姿は開かれた議会として市民の皆さんにはインターネットとか傍聴を通じて広く知っていただく機会を設けていると、だから開かれた議会を目指している中の一つの出来事であるということでもいいんじゃないかなと思うんですけど。

○守井議長 中西委員がおっしゃったように、以前は所信表明も行わずに、ただ単なる選挙だけを行っていたわけで、だからどういう考えで議長に立候補するかということを表明する機会として所信表明をしているというあたりの説明をきちんとしてあげたらいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○土器委員長 議長から話がありましたんで、そういう形で行かせてもらったらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○青山委員 要するに所信表明という言葉の受取方が違うのかなというふうに思いますので、そのところは先ほど議長言われたようにこうですというふうに説明すればいいかと思います。

ただ、ほかの言い方があるんかどうか、一般市民の多くの方がそう思われるんだったら、誤解を招かないようにしたほうがいいと思います。

○土器委員長 もう一度お諮りします。さっき議長が話されたのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

次行きます。

それでは、第8条第1項について、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

○尾川委員 これは言わんとしとることはよく分かるんですけど、そこまで議会改革の推進会議にメンバーにということなんですけど、ほかの方法で何か議論があった議会日よりモニター制度とか、それから意見交換会とか、今の段階ではまずそういった場でということで、議会改革について市民参加というのは今のところまだ考えていないとは言えんでしょうけど、取りあえずは、ほかのところでの参画ということえんじゃねんですか。

○森本副委員長 私も尾川委員の御意見と一緒に、やはり市民参加というのは今後の検討事項ということで当初は議員のほうでやっていくという方向で進んで、回答するときには今後の検討課題でしていきますというふうなことにさせていただいたらどうでしょうか。

○土器委員長 ほかの方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、今の尾川委員あるいは森本委員が提案されました内容でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、そのようにさせていただきます。

○石原委員 質問の後段部分、議会運営委員会に議長が諮問すればいいのではとも思いますが。これはお答えせんでええん。

○土器委員長 ただ、尾川委員、森本委員の意見の中に入っていない。

○石原委員 まあ回答としてじゃなくて、別物の推進会議をもって取り組んでいきますという回答でそりゃええと思うんですけど。

○守井議長 議会改革推進会議という名前で組織及び運営に関し必要な事項は議長が別に定めるとなっとなで、どういう形にするかというのは具体的にはまだ見えてないんですけども、都合によったら議会運営委員会に諮問する場合もあるかと思うんで、その辺も含めて今後検討していくということでもいいんじゃないかと思うけど。

○森本副委員長 先ほど言われたのは、その下に議長が別に定めるともありますがという、この部分が残っているということですよね。

○石原委員 そういうお尋ねもいただいとんで、いやいやそういうお考えも市民の方お持ちでしょうけれども、議会としては、議運とは別物の改革推進会議たる会議を設置することのできる中でやっていきますということを明確にお伝えすればいいのかなとは思ってたんですけど、市民の方は議運でもできるんじゃないかという捉えでしょうから。それをその回答は、またちょっと調整をいただいてお答えをしていただければ。

○中西委員 割と幅を持たせて書いているんです。8条の第1項、最後読んでみますと設置することができるという、できる規定なんです。だから、設置しなくてもいい、あるいはその議長が運営委員会に諮って、例えば議運を議会改革推進会議にしてもいいというようなレベルまで含めた、かなり幅を持たせてあるんで、ここは今後の検討課題ということになるんじゃないでしょうか。同時に、当然議会改革は進めていくという立場で議会が取り組んでいくということを定めているということじゃないかと思うんですけど。

○土器委員長 答弁については、事務局にお願いします。よろしいですね。

それでは、次行きます。

第9条第2項について。

○石原委員 先ほど懇談会についてありましたけれども、さっきの回答と関連づけて市民の方から要望がある場合もありましょうし、逆に議会、委員会の側が団体であったり、そういうところへ意見を求めて開催する場合もありましょうし、そういうような場合を想定していますという回答でいいんじゃないかと思いますが。

○中西委員 委員会と違って議会の対応を書いているところなので、今我々が具体的に示せるのは議会報告会がその一つの例で、そういうものを挙げて書いておかれたらいかがでしょうか。

○土器委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほんならこれ、この項はそういうやっていることを答弁していただけたらと思います。

それでは、次行きます。

第9条第4項について。

○尾川委員 理想は確かに学者も言うんですけど、いろいろ時間の問題があるし、ですから当然、答えとしたら議員と市民、議員と議員とが議案の内容について精査して進めていくということだと思うんですけど。だから、答えになっとるかどうかわからんですけど、定例会4回というのは別にこれで文章どおりでええと思うんですけど、ただ議案を上程する前にどれほど知っとなかということなんですけど、どういうふうなことができるんかなというのが理屈の上じゃよう分かるんですけど、なかなか、個人的には特に大きな問題は周りの人の意見を聞くということはあるんですけど、議会としての取組というたらちょっと困難かなというのがあります。

○森本副委員長 議会として取り組むのは尾川委員が言われたように難しいと思うので、議員一人一人が市民の意見を極力聴取していくという方向で、あと最後開催回数を明記されてはどうですかということなんですけど、やはり災害等いろんな問題で開催できない場合も発生するかどうか、今のままでいいのではないかと思います。

○尾川委員 その前段の議案の内容について新聞で見るぐらいかなと思うたり、ただ1週間前に議案書をもって、それから議運があってとなっとなっんですけど、そういう取組が現実的にどこまでできるか、詳しいのは記者発表した議案についての説明であって、あれを見ただけじゃなかなか分からんですけど、その辺はもうペンディングでかなり時間かかるかなと、できりゃしてあげたほうが、結果は報告せずに事前にせよというのは理屈としてはあるんですけど。だから、事務局も何かそういう議案の内容を知らせる方法があるなら、少しその辺をちょっと書いてあげたら、鋭い指摘だから。

〔「一般質問は出ていますけどね」と呼ぶ者あり〕

いやいや、一般質問の話をしているんじゃない。議案のことが。

〔「だから、一般質問に加えて」と呼ぶ者あり〕

出てねんじゃねんかと。

〔「内容までは難しいでしょう」と呼ぶ者あり〕

〔「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり〕

○土器委員長 休憩します。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○土器委員長 それでは、委員会を再開いたします。

第9条第4項について。

○青山委員 議会前に議事について知らせて、そこで意見を聞いたほうがいいんじゃないかという提案なんですけど、なかなか議会前に我々がその議題に対して答えるという範囲もかなり限定されると思いますし、慎重にしなければいけない問題にもなるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、どういうことが議事に上がっているかということを知らせるという意味で、ホームページに一般質問の順番と通告内容を知らせるようになっていますが、そこに今回の議事はこういうことだというふうなことを載せるということをやったらどうかというふうに思います。事前に知らせることが十分な議員間の調整ができないので、議事についての内容だけお知らせしますというふうなことで回答できたらと思うんですけど。

○石原委員 先月もございました議会報告会、以前は8月に集中的に4か所行っておったものを各定例会後、議会だより発刊後になったわけでございまして、そういう意味では以前よりもかなりその折を見てというか、その都度市民の方との意見交換をする場としては以前の一時期集中的に行う形よりも分散されてますんで、そういう意味ではそのときその時々のお意見を伺う機会としては前進しておると、その中でこういう御意見もいただきましたけども、これもいろんな課題、ハードルも多々あるかと思います。仮に議案を皆さん方に提示して、じゃ、その細部については我々も理解できていないわけですから、どういう意見交換が可能かということもありますし、いただいた御意見については、今後の調査研究課題として現状は現行の形でいくと。ここへ定例会閉会后ということで表現されておりますけれども、言い換えれば議案はお出しできませんけれども定例会閉会后約1か月で意見交換会を開くわけですから、言い換えれば定例会前とも言い換えられるのかな、議会としては現状のもろもろの制約の中で最大限その都度機を見て市民の方の御意見を聴取する姿勢は少し前進しているのかな。当面は現行の形で行って、いただいた御意見に対して今後調査研究をしてまいりますというような形で回答されたいのではないかなと思います。

○森本副委員長 先ほど一般質問のホームページに一緒にとのお話もあったんですけど、実際細部説明も当日にならないと出てこない状況なので、議案だけ載せて問合せがあった場合に果たしてどうなのかという部分もありますので、取りあえずこれは現状でいかせていただいて、言われていることはもっともな御意見だと思うので、しっかりと調査研究していきますということで返答させていただきたいのではないかと思います。

○中西委員 この市政の課題と議案の審議というところは、また別物ではないかと、市政の課題ということでは議会報告会が定例化されているので、そこで次の議会への課題として一般質問とか委員会等々で使うことはできると。議案の審議ということになるとこれはやっぱり我々と同様のものが市民の皆さんに配られてということはなかなか難しいと、だから市民は議員を選ぶ

と、そういう意味で我々は負託を受けていると、こういう議員はこういう問題についてどう考えているのかというのは政策として明らかになって、市議会議員選挙の中で我々は負託を受けて審査をしているというのがスタイルじゃないかと私は思うんです。当然我々も幾つかの問題については市民の皆さんの意見を聞いたりすることはしますけども、基本的には市民の皆さんの負託を受けているということが基本じゃないかと思います。だから、市政の課題と議案の審議というのは、ある意味ではちょっと別個に分けて考える必要があるかなと思います。

○土器委員長 委員の方がいろいろと意見が出されました。それを回答として事務局のほうでしていただけたらと思います。だから、条例それはそのままということで。

次に行きます。

第10条第3項について、皆さんのほうで意見ありますか。

○石原委員 こちらの議会基本条例について先進事例の調査ということで、以前視察に赴いた際に先方から反問権を採用して、最近1回首長さんから確認を含めてありましたんで、そのときの映像を御覧くださいということで見せていただきました。度々あるもんでもないのかなと、こういう議論がさらに前進するための規定でしょうし、発言はやはり議長の許可を得てという形になるんでしょうし、取りあえずこの形でやってみると。改善点があればまた改善していきますというような形しかないのかなと思います。

○土器委員長 それでよろしいね。

○中西委員 別にいいんですけど、ここは、反問権の規定中にと書いているんですけど、反問権の規定ではないですね。

○土器委員長 反問権にはせなんだ。

○中西委員 反問権は認めていない。

○土器委員長 よろしいですね、はい。

次、第19条。

○尾川委員 言われることは分かるんですけど、文言とすりゃ設置しということになるんじゃないかな。どんなかったかな、他市の事例というか、決まっとんじゃから置いとるのが当たり前じゃと聞こえるんじゃないけど。

○土器委員長 これも意見として聞いたらいいんではと思うんじゃないけど。これから図書委員を選出していくわけじゃから、現実には図書室もあるし。

○森本副委員長 尾川委員、答弁を求められましたか。

○尾川委員 聞きたいんじゃないけど、分からなんだらええわ。

趣旨は設置が決まっとんじゃから、一々書かんでもよからうがと。じゃけど、条文上誰が読んでも分かるようにするために設置しますということを言わんでえんかという話じゃが。ほかの条例は分かり切ったことだからそんなこと書いてねえと言うんなら、もうそりゃ外してもええし、分からなんだら進めたらええ。

○石村議会事務局次長 他市の議会基本条例で、その文言があるかどうかというお話ですか。

○尾川委員 この意見は、決まり切ったことじゃから書くことなからうがと言ふんじゃと私は解釈しとるわけじゃ。でも、一般市民はこういう規定があると思うとりやせんし、だから言葉上でこういうふうな文言にしとって別に間違いじゃねえとは思ふんじゃけどな。

○石村議会事務局次長 全部を確認したわけではないですけど、設置しというのを書いていないところもあります。議会図書室は資料の充実を図るものとするというような書き方になっているところもあります。全てを比較したわけではないですけど、設置しという下りがないところもあります。

○森本副委員長 尾川委員が言われたように、やっぱり多くの市民の方はこういうことは分からないわけですから、設置しというのがあっても別にいいのではないかと思いますので、このままいかせていただいたらいいと思うんですけども。

○土器委員長 それでは、このままいかせていただきます。

それでは、次ですね、第21条第1項について皆さんの意見を聞きたいと思います。

○石原委員 倫理規程が規定されていますけれども、この内容を改正する必要性が出てきた場合は、議長が議会運営委員会に諮問して議論されて決定されるという認識でよろしいんですか。

○石村議会事務局次長 議員倫理規程の改廃については、議運に諮問されて議長決裁で行うものと理解しております。

○石原委員 意味合いとしては議長が独断で決めるわけではないんでしょうけれども、回答については議長が責任を持って定めることになるのでこの形でよいと思いますといった回答になるのかどうなのか分かりませんが、条文としては現行のままでいいのかなという思いはしております。

○森本副委員長 私も石原委員が言われたように、このままでいかせていただいて、回答にはやはり言われたように議長が最終的にはということで回答されたらどうでしょうか。

○土器委員長 第21条第1項について、このままいかせてもらったらと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次行きます。

それでは、次は第21条の第2条について。

○入江議会事務局次長 申し訳ありません。議長が緊急の報告をお受けするため、随員として私も席を外させていただきたいと思うんです。よろしいでしょうか。

○土器委員長 はい。ちょっと休憩させてください。

午後1時22分 休憩

午後1時26分 再開

○土器委員長 それでは、再開します。

○石原委員 休憩中に既に規定されとる倫理規程を読みますと、議員は違反する行為の存否について審査の請求があった場合には、審査会が設置され審査がなされるということですので、そういう場合には規定によって審査がなされますというような回答しかないのかなという思いに至りました。

○土器委員長 それでは、回答のほうなんですが、審査の基準に合わせて審査の対象にということとよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次、第23条第2項について、ございませんか。

○尾川委員 報酬審議会はどういう規定になつとんか、どういうタイミングで開催すると、運用されとるというふうに回答するしかねんじゃねんかな。そりゃ議会から上げてくれと言うんか、下げてくれと言うんか、言やええけど、報酬審議会の運用上の規定に乗ってやっていっとなと、必要に応じて開催するぐらいのことになつとるんじゃねんかな。そんなところでいかにや。

○土器委員長 今の制度の中で報酬審議会においてしてもらうという形じゃから、その答弁でえんじやないかと思うんじゃけどね。

○中西委員 尾川委員が言われましたし委員長もおっしゃられたように、私たちの報酬を定めることはこの報酬審議会で決められるわけですから、そこで市民の意見を聞いて判断するということに根拠があるんじゃないでしょうか。後半で書いておられる人事院勧告ですけども、これは今我々の報酬については全く反映しないという形になっていると、それからもう一つはこの市長に審議会の開催をお願いするようなことは、まさに市長の権限にあることで、議会のほうが言うことはできない話ではないかと思います。

○土器委員長 よろしいですか。はい、そしたら報酬については、報酬審議会を決めてもらうということで、だから議会のほうからとやかく言うことはないと思うんで、そういう形の回答をお願いします。

それでは、第25条についてお願いします。

○尾川委員 議員の評価というのは、4年に1回の選挙が大前提なわけじゃな。それから、その後市民会議を作らないのかということなんじゃけど、進んだ議会ではやっとなところは自己評価するところもあるわけじゃけど、この条例の見直しということに含めたらえんじやねんかと思うんじゃけどね。

○中西委員 ここはあくまでも議会と議員の責務を明らかにしているだけで、評価とかチェックとか、そういうものを定めたものではないと思うんですよ。我々議会や議員はこういうことを遵守して活動しなければならないという規定と受け止めるのがいいんじゃないかというふうに。

○石原委員 私も基本的には同じで、第2条、第3条で規定されております議会、議員の活動原則をそれぞれ議会、議員が遵守して責務を果たしていくことが改めてここで再確認をされとる条文だと思います。それを評価する市民会議の設置等について、議会側がどうこう言えるものでも

ないと思いますし、そういうものだろうというふうに思います。じゃあそれを回答にどういう文
言で盛り込んでいくかですけれども、責務をしっかりと果たしていきますし、それからここで言わ
れとる市民会議をこちら側が設置云々という形ではないと考えますとか、何かそんなことになる
のかなとは思いますが。

○土器委員長 それでは、これは議員の活動、職務も表しとるものであるから評価その他は実際
市民がすることなんで、このままいかせてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、そういたします。

次、第26条お願いします。

○石原委員 こちらの御意見でも条例で規定されとる研修については積極的に行うべきというこ
とですけれども、研修の中身についても貴重な御意見としてお伺いはさせていただいて、こうい
った御意見を参考に研修の中身をより充実させていくよう努めてまいりますというような表現の
回答になるのかなという思いではおります。

○土器委員長 それでは、回答として当然活動に関して市民の皆さん方の御意見を参考にしてや
るということでよろしいですか。

○石原委員 委員長、すみません。こちらでは具体的にオブザーバーはいかがでしょうかという
御意見をいただいとんで、この御意見も参考にということで、議会側でしっかり取り組んでいき
ますというようなことになるんじゃないのかなと。

○土器委員長 オブザーバーに入ってもらうようにするんですか。

○石原委員 いや、研修の中身ですから、いろんな研修の方法あると思うんです。講師を呼ぶと
か、その中の一つの手法としてそれもあるのかもしれませんが、それはその都度議会の側が研修
の中身をより引き上げていくという中で検討していけばと思います。

○土器委員長 この御意見は、研修するときにオブザーバーに入ってもらって内容を決めるとい
うんじゃないんですね。そういうふうにとったんじゃないけど。

○石原委員 私は研修自体についてこういう提言をいただいとるのかなと読み解いたんですけれ
ども。

○土器委員長 こういう研修をしたらどうかということですか。

○尾川委員 外部のオブザーバーも入れたりするようなことも研修方法としたらどうかという提
案じゃと解釈して、答えとしたら議会として研修計画という方針を決めて研修していきますとい
うことで、外部へ第三者というか、大学の教授がいるなら教授を呼んでくるとか、それはまた具
体的な話で、そういう研修計画に基づいてとか、そういう回答を書いときゃえんじゃねんかと思
いますけどな。

○土器委員長 そしたら、そういった回答をお願いします。

次は、第27条第1項について。

○尾川委員　ここは、やはり第三者の目で評価してもろうたほうがいいんじゃないかとか解釈したら、今のところまだ検証の中身が具体的に分かっていないんで、第三者評価を含めて評価の方法を検討していきますという答えでいいんじゃないかと思うんじゃないけどね。

○土器委員長　ほかの方でございせんか。

それでは、議運の意見としては、まず自分らで検証しなきゃいけないと思うんですが、その中に第三者のことについても考えるという形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。次ですね、同じく第27条第1項について。

○尾川委員　この市民意識調査をされるかということなんですけど、項目があったかなかったか、何ぽかあったような気がするんじゃないけど、それとは別に議会報告会で市民アンケートというサンプリング数は少なえけど、意見をいただくということも一つの方法だろうと思うんですけど、検証ということで27条、その上の第三者評価というのに絡めて、その辺の必要に応じてというんか、定期的にはその辺はどのくらいのスパンであるんか、1年に1回あるんか2年に1回あるんか、その辺が詰まっていないんで、そういうことを検討するというか、その辺の表現じゃねんかと思うんですけどな。

○石原委員　ここの条文では必要に応じて、それから解説では随時ということなんですけど、随時ということでもいいとも思うんですけども、条文はいいと思うんですけども、その解説のところはどう考えたらいいか分からんのですけど、最近できた岡山県内での議会基本条例、市でいえばたしか津山市でしたか、最後の条文の中で定期に検証するものとするとなったり、こういう形で1年に1回見直したり検証したりというのはもう当然可能でもありましようし、逆にそうあるべきかとも思うんですけども、そういうことをどこまでどういう形で条文また解説に盛り込むかということであろうと思うんです。でも1-14の方はもう具体的に必要に応じてとはどういうことでしょうかとお尋ねになつとんで、回答はどうなんかとは思いますが、言わんとされとるように定期的に当然すべきだとは思いますが、それからあくまでここではこの方が後段でおっしゃった市民の方へお尋ねするのではなく、これは議会の中で検証する捉えでおるんですけども。

○青山委員　現在備前市が行っているいろんな調査の中で、この議会活動に関する内容で調査しているようなものはないですかね。

○石村議会事務局次長　市民意識調査の中で議会はたしか1問、2問ですかね、たしか議会だよりのことがあったと思います。

○入江議会事務局長　設問は2問ありまして、1問は市議会議員の活動内容の認知度、もう一つは先ほど次長が言いました市議会だよりの認知度、この2つです。

○青山委員　認知度とは、具体的には。

○入江議会事務局長　具体的に申し上げますと、議会議員の活動内容の認知度は、あなたは市議

会議員の活動を知っていますかで、知っているが最新の調査で27.5%、知らないが49%、関心がないが17.9%、無回答が5.6%。

次に、市議会だよりを読んでいますかの設問です。全部読む12%、関心のある記事だけ読む59.2%、記事が難しいので読んでいない10.8%、市議会だよりを知らない12.4%、無回答5.7%という結果が市民意識調査、これは令和元年度の最新の調査です。

○青山委員 あまり具体的な内容というよりは、知っているか知らないかとか読んでいるか読んでいないかとかというふうなところで、具体的に議会の活動に対してこうこうこういうふうなチェックをしているというのとは何か違う感じで、この市民意識調査とか検証というふうなところがどういう内容で何を目的にやるのかということでもた変わってくると思うんですけど。最初は、内部で検証を行っていきますということで始めたらいんじゃないかと思いますが。

○守井議長 すみません。第27条第1項は、御意見が二つありまして、3-4と同じ回答でいいんじゃないかな。検証をどうするかというのは決まってからでないと、市民意識調査とかというんじゃないくて、検証をどうするかという話でまとめたいんじゃないかと思います。

○土器委員長 そしたら、議会は必要に応じてこの条例の目的が達成されるかどうかについて検証するものとする形を出させてもらったらと思いますんで、検証は1年に1遍、それからどうしても必要に応じて途中でしたらいんじゃないかなと思うんで、そういう回答でどうでしょうか。検証は1年に1遍するわけでしょう。それで、どうしても必要があれば途中でするという形の回答でどうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、そのようにさせていただきます。

それでは、その他について意見等お願いします。その他で2つあるんだけど、前のほうのその他ですね。

○尾川委員 これはちょっと違うかも分かんけど、議長に対して要望書か何かあったと思うんで、その辺の回答との整合性を取りながら考えたほうがいいんじゃないかなと思うたりするんですけどな。これは確かに無頓着で無反応か、ということについて対応が無反応じゃということ言うわけ、その辺の議長の回答というか、それに準じて回答を書いたらどんなかな。

○守井議長 この間に議員と議長宛てに文書が出たんですけど、それに対して今のところ回答する予定はないんだけど、基本的にはしたほうがいいとは思うんだけど、もう何遍も同じことの繰り返しなんで、以前もその本人と議長室で話をしたというようなこともあったりしたことをまた言うてこれとるとというようなことで、文書で出すことがいいかどうかというように感じんですけど、中段にも職員になめられていますよとまで言わせていただきましたが、それでも皆様方無反応でしたというて、確かに委員会では報告があったと思うんですよ。その中でも、特に問題はなかったんだから、特に問題はなかったというような話にもなってくるんで、全然反応がないことはないんで、そういう話はしたわけじゃから、議会としては何らかの形で動いておるよ

うな感じなんだけれども、これに基本条例との絡みでまた御意見があるという感じで、いつかどこかで決着しとかにやいつまでたっても同じことの繰り返しで、後ろの２点についてはそれぞれ委員会で取り上げていこうという委員長の話は聞いておるんで、そんなところを書くとしりゃ書くかなというふうには思っておるんですけれども、何も書かなかったらまた何にも書いてないということになるんで、これに対する返事を何らかの形でやっぱし全般も含めて返事を広報なら広報、ネットに載せるにしてもある程度の返事は書いておいたほうがええと思います。例えば委員会で今後検討してまいりますとかいう言い方で回答したらいいと思う。議長名で文書を発送するというのはどうかなという感じもあって、後のほうの個人的な見解もいろいろ述べておられるんで、それも委員会等で市民の御意見をそれぞれ議員の方がある程度反映してもらって、その回答をもらって委員会で調査するという形にしたらいんじゃないかと思っています。

○中西委員 私は、前段で書かれていることについては幾つか返答をしなければいけない問題があると思うんです。その一つは、この議会基本条例を読ませていただきというところから始まる、その次のページのこんなものを作って意味がある、そう思いましたというところね。議会基本条例は議員の最高の規範であることを明確にして、我々はそれに向かって努力をしていくということをここで定めたものだということをやっぱり正面からこれは理念を掲げておく必要があると思うんです。これが第１点と。

それから、２点目はちょうどこの右側のページの真ん中あたりで今回の条例制定を本気でお考えならば、この検証を外部の方に託すべきではないですかと、これについては先ほどの第２７条の第１項で述べたように、まず我々議員の中での検証作業、いわゆる自浄能力が問われているところでの記載と今後はその検証を踏まえて第三者も含めて考えていきたいというような下りの返答が要ると思うんです。この２つは、どうしても私はあったほうがいいと思うんです。そのあと以下についての管理公社と伊里の区会のお金の使われ方の問題ですけども、これは管理公社については委員会でという検討を今度するという事で、ただ伊里の区長会についてはもううちの委員会で１回やってますんで、その返答もこの方に返事を差し上げてますんで、これはもう私はいいと思うんです。そういう下りでいいと思うんです。

○土器委員長 ほんなら、今中西委員が出された意見をそのまま答弁にさせていただきますんで、よろしくお願いします。

○石原委員 それから、まさしく先ほど中西委員、委員長のまとめられた形でええとは思いますが、この後段のところは失礼ですけど何か議会基本条例とは少し離れたところの御意見かと思えますんで、こういうものもいただいた御意見をこの際全てきちんとした形で掲載せんとあかんのんですかね。もし何であれば、この後段部分はこの方のためにも何か取り除いてあげたほうが議会基本条例のパブリックコメントの取扱いですんで、いただいた御意見に違いはないですけども、少し離れたところの話なんで、この取扱いについてはどうなのでしょう。

○尾川委員 この発言については、私はある程度はやむを得んのんじゃないかねえかなと、やっぱり個

人を中傷したりするようなないようなら問題ですけど、私の解釈ですけど、言わんとしとんのは基本条例を作ったって議会はそういうことをひとつも本気で考えてくれんがなというふうな捉え方をされとんじゃねえかと思うて、私は推察する。議長にも来とるんじゃから、ある程度そういうことを踏まえて書いていくと、だからその施設管理公社のこと、学校のことまで答えんでええとしても、そういう議会としての取組のスタンスというのはある程度示さなきゃいけないのじゃねえかと思いますけどな。

○守井議長 尾川委員がおっしゃったような形で、具体的な話でないにしても議会でいろいろ調整してまいりますというような趣旨で返したらいいんじゃないかと思っています。

○土器委員長 この後、議会報告会の中でこの問題がやっぱり出るね。

○守井議長 議会報告会でも出るけど、議会基本条例の中できとる以上は、何らかの対応をしないと、また議会報告会は報告会の話として取り扱わないといけないんじゃないんかと思いますけど。

○土器委員長 どういう形がいいと思いますか。

○中西委員 先ほど尾川委員が言われたことと議長が言われたこと、このラインでいいんじゃないですか。

○尾川委員 議会とすりゃそういう取組もしっかりやっていきますと、だから意見に対して真摯に対処して、できるだけ納得してもらえような答弁を書いていくしかねんじゃねん、繰り返し。

○土器委員長 そういうことで、よろしいですか。

最後の3－5です、その他。

〔「期待に沿うようにでえんじゃねん」と呼ぶ者あり〕

これもえんですな。ほんなら、もう回答なしでいいですね。はい、分かりました。

そういうことで、はい、どうも長時間ありがとうございました。

それでは、基本条例についてはこれで終わります。

休憩します。

午後2時06分 休憩

午後2時18分 再開

○土器委員長 それでは、委員会を再開いたします。

基本条例の関係で全員協議会をするかどうかですね、これだけ決めていただけたらと思うんですが。するとしたら24日ですか、予算決算審査委員会の後ですね、はい。どうします。

〔「よろしい」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、24日に全員協議会をいたします。あと細かいことについては、委員長、副委員長と事務局で相談して決めさせていただけたらと思いますんで、よろしくお願いします。

それでは、2番目、議会報告会について、事務局お願いします。

○石村議会事務局次長 先般行われました議会報告会についての結果の速報ということでまとめております。自由意見についても個別に上げておりますので、御覧いただきたいと思います。それから、今回書記をされました石原議員、星野議員から当日の会議録をいただいておりますので、併せて配付をさせていただいております。議会報告会での御意見の取扱い等について御協議をいただきたいと思います。

○土器委員長 意見等ですね、これをどのような形で取り上げましょうか。皆さんのほうで何かあればお願いします。

○青山委員 アンケートの調査項目とあるんですけど、この結果というのは、資料か何かあるんですかね。この議会報告会のこの3ページ目のところにアンケート調査項目というのがあるんですけど、この結果とかというのがあるんですか。

○石村議会事務局次長 申し訳ありません。御参加いただいたのは22名なんですけど、アンケートの回収率は100%ではありませんでした。

○土器委員長 議会報告会の中で意見等が出ています。それを委員会に振り分けたいと思うんです。いかがでしょうか。委員会で討議していただくということで。

○森本副委員長 それでいいと思います。

○土器委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、伊里在住のC氏のリフレッサの件に関して、これは総務産業委員会ですね。それから、片上在住のD氏のこれは答弁になっていないんか、なっていないのであればアルファは総務産業委員会になるのかな。

〔「今言われよんのは意見の振り分け」と呼ぶ者あり〕

この中での振り分け、意見で要望等が出とるでしょう。

〔「この会議録の」と呼ぶ者あり〕

答弁ができとるものはいいんだけど。ただ、その中でリフレッサびぜんの管理の件。それから旧アルファビゼンの関係、それから香登の熊山登山道のホームページの分ですね、それから伊里地区区長会の支出の在り方について。それらはそれぞれ常任委員会に振り分けたらということとです。

○森本副委員長 すみません。最後の伊里地区のF氏からというのは、もう回答書が出されているので、これはこれで一つの区切りとさせていただいてもいいのかなというふうに、一番後ろの3つです。それと、リフレは調査していきますみたいなことをたしか議会報告会のときに言われたので、これは取り上げたらいいと思います。

○土器委員長 どれですか。

○森本副委員長 リフレッサの件は、先ほど委員長も言われたように、取り上げたらいいと思います。アルファビゼンと料金の引下げの話も出たりはしたんですけども、これはすみませ

ん、どう考えていいのか、何とも返答がしようがありませんけれども、香登の在住の方は回答を求めず聞きおいていただきたいということだったんで、この取扱いをどうするかが問題だと思うんですけど。

○土器委員長 皆さんの意見をお聞きしたいんですが。

○尾川委員 ちょっと疑問もあるんじゃないけど、事務局に聞いたら悪いかもしれんけど、議会報告会のアンケートの取扱いと意見のやり取りをどういうふうに区分けするんかということと、それから例えば意見としてグルーピングするとかいうか、中身によって振り分けすりゃ割かし分かりやすう、表現はもっと簡潔に書いて、その議事録みたいなことじゃなくて、それを事務局のほうで作ってもろうたら、何かもっと見やすうて、結果をみんなに委員会に任せるのと執行部に任せることをちょっと分けんと、難しいかな。そのほうが対応しやすいんじゃないかと思うたりするんじゃないけど。

○青山委員 ここの速報の3ページの自由意見というところは、これはアンケートの中での意見ですよ、最後の16番の。これはこの報告会を聞いた後で、まださらに聞きたいとか、あるいはそこで聞けなかったから聞きたいとかという感じで出とんじゃないかと思うんですけど、例えば行政のチェックとか市財政とかというて書いているんですけど、これ文章で何か書かれとるわけですかね。

○石村議会事務局次長 これは自由意見内に書いてあったものをそのまま転記しております。

○森本副委員長 前回議運のとき申し上げたのは、この議会報告会の中で質問があつて回答をして、市民の方が納得されて分かりましたと言われた分に関しては、もうそこで完結したと捉えていいというふうな話もさせていただいて、ただ回答し切れていない部分に関しては毎回似たような形で上がってくる質問もあるので、しっかり議会や委員会で取り組んで回答を作って議会だよりなりに、それぞれ回答していつてはどうですかということを提案して了承いただいて委員会に振り分けるということが決まったので、この会議録の中から問題として残っている部分だけを吸い上げて委員会に振り分けていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○土器委員長 副委員長から話があつたように、納得した分はいいんですが、残っている分は委員会で討議してもらったと思います。

○石原委員 副委員長が言われたように、前回のこの議運でいただいた御意見をそれぞれの所管の常任委員会へ振り分けてということまでは決定づけられたんですけども、その扱いなんです、記録も不確かな部分があるかも分かりませんが、片上のA氏がコロナウイルス感染症についての連絡相談体制をお尋ねされてお答えして、その後の確認ですね、連絡相談体制なんかも何か次々と国も方針転換がなされるような状況もありますし、どこまでどう取り扱うべきのかな、当日いただいた案件の全てを委員会に振り分けて、こういう形で答弁したんだけども実際のところ間違いはないだろうとか、その後の確認であつたりというところまでするのか、さっき言われたようにもう納得づくの事柄については除外して取り扱っていくのかというところも

どうあるべきなのかな。A氏でいきますとコロナ感染症の対応、それからその下も議会基本条例、政務活動費についても問われる、これはもう議運ですけど、災害時の避難所の環境整備、その下の防災行政無線の整備、これらも一応そのときに回答されて、はい、分かりましたで終わっただんですけど、これらをどう取り扱うべきなのかなというのはあるんですけど、一つ一つ取り上げて常任委員会にそれぞれ振ってということも可能でしょうし、さっき言われたような形でもう当日の回答で終わっとすることは除外していくのかというところをもう一回方向づけを。

○土器委員長 この件にちょっと石原委員のほうからいただいたように、その場の回答で納得されたものに対してはよしにするかということ、ただ再度検討して報告するか、2つに1つだと思わうんですが、どちらが皆さんいいと思いますかね。もうその場で納得されとんじゃから、それは済ますと、納得ができない、あるいは調べにやいけないものについては委員会で論議していただく。

○青山委員 回答ができていない分であるとか、あるいはアンケートの自由意見の中で出てきたもので単語がぼんと置かれとるものはなかなか難しいんですけど、質問の内容、意見の内容が酌み取れるようなものは委員会で回答を出すようなことをしていけばいいと思うんですけど、全部は要らないと思います。それで、今度議会だよりにするのか、ホームページにするのかでこの議会報告会を出されて、回答したものを載せていったらいいんじゃないかと思います。

○尾川委員 要はこの一覧表をきちっとして、済んだら、済んだらと言わんで委員会に所管されるであろうというふうな事項は委員会に任せて議論してもらうか、あるいはもうQ&Aでええというふうなことなら、そりゃ時間かけずにいきやえんじゃし、その辺はざっくり委員長と副委員長でどこの委員会かというのだけ区分分けしたらえんじゃねんかな。それで、答えの済んだものはええとかじゃなしに、回答もまだそれよりもっとええのがあるかもしれんし、そういうことでえんじゃねん。要するに委員会では後で認識するというのをしたらえんじゃねん、せっかくじゃから。

○中西委員 最初に委員長が言っていたように、これは総務産業でとか言ようられましたが。それが振り分けだったんでしょ。

○土器委員長 はい。

○中西委員 だから、それを言ってもらって、あと足らずがあれば言うてくださいと言え、僕は言いますし。

香登在住の方は回答を求めず聞きおいていただきたいとなれば、どこにもいくことはないわけで、副委員長が言われたように中学校とか有害鳥獣、伊里区長会の資質については、これ文書で回答しているんで、これはもう回答する必要はないし。

○土器委員長 3番目の伊里地区の方が言われた御意見は。

○中西委員 これも文書で回答した。

○土器委員長 回答したんですか。

○中西委員 この3つは要らない、文書回答ですから。あと僕も今日見て初めて分かったんですけど、Wi-Fiの環境整備なんですけど、整備の要請を行いますと答えている以上、これは言うとかんといかん。だから、これは委員会で取り上げて整備するようにという話をせんといかん。それぐらいでしょう。あとアルファの件はもう取り上げようがないと思うし、リフレセンタ―は総務産業委員会で取上げれば、それでもう終わりなんじゃないかな。

○土器委員長 Wi-Fiは総務産業委員会、Wi-Fi。

○中西委員 これは災害時に開設される避難所や市民センター、つまり市民センターも避難所なんですけど、避難所へのWi-Fi環境を整えてほしいというのが発言者の趣旨だったと思うんです。

○土器委員長 そうすると、総務産業になる。はい。それだけかな。はい、あと。

○石原委員 伊部のB氏が言われた職員の適正管理とかも総務産業。取り上げるかどうかは別にしても、ここへ振り分けていく手法でいけばえんですか。

○土器委員長 それは総務産業。

○石原委員 そんな方式で振り分けて、取扱いはまだ各委員会で委員に任せると。

○土器委員長 ここである程度振り分けとかにやえんでしょう。あと何か残っとるものがありますか。

○石原委員 同じ方が言われた防犯灯設置の補助の在り方であったり、それから違う方も言われていましたけど水道料金も総務産業委員会になりましょうし、市民センターの駐車場整備を求める御意見がありました。これは厚生文教なんですかね。ということですよね。

○尾川委員 その辺は委員長と副委員長が決めてくれりゃええが。異議があつたら何か言うわ。

○土器委員長 ほんならちょっとそうさせて。今日中に作ってあした配らにやえんから。今日中に作らにやあしたが委員会じゃもんな。

○森本副委員長 取りあえず皆さんに確認はしますけど、これは9日の日に間に合うように出していただいて、これも各会派で決めてきてくださいねとお願いして、9日までに間に合うように報告者の方に作っていただいた経緯があるので、皆さんお忘れかもしれませんが、その点だけはちゃんと確認しといてくださいね。申し上げたのは申し上げたんですよ。皆さんで決めてくださいって。

○土器委員長 次、11月の議会報告会について。まず、やるかやらんかということ、日にち等ある程度決めていただけたらと。

○尾川委員 止める理由がなかろう。特別理由がありゃ別じゃけど、やる方向でいきょうらにや。

○土器委員長 それでは、やるという形でいきます。11月の何日がええじゃろうか。

○掛谷副議長 1点だけ気になるのはリフレセンタ―のどこでやるか。3密を避けるためには会議室ではできないですよ。体育館でやらざるを得んよ。それを承知しとかんと。段取りって物す

ごく必要なからね。シートを敷いたり、条件がかなり違うと思うんで、要らんことか分かりませんが、やる方向であればよう実態を分かっとかないと。

○土器委員長 やるという形と日程を決めてもらって、あと細かい件については、また順次検討でいきたいと思います。

○森本副委員長 違う、違う、いいですか。事務局との話の間ではするかしないか、あと日にちなんですけど、場所がリフレでいいのかないのかで先ほど副議長が言われたように講座室だったらすごく狭いので、今の対応でいけば半分の人数しか収容しないということになりましたら市民の方も15人ぐらいになってしまう可能性があります。で体育館を使うのであれば、パイプ椅子を並べたりするには、シートを敷くのが条件なので。だから、その準備をしたり、あと撤去作業にすごく時間がかかるということ。だから、それでリフレセンターでする場合でしたら、どちらの会場を使うのかということになったら人数も変わってきますし、いやもうリフレをやめて違う会場でするとなったら、またその会場を押さえないといけないので、決めるのはそういうことです。だから、今皆さんの意見の中では11月もするということになれば、あとどこするのかと日にちの問題も出てくるので、リフレでどちらかの会場を使っけるのか、いやもう別の会場を探すのかということです。

○土器委員長 そりゃもう体育館は準備が大変じゃ。

一つ提案なんですけど、伝統産業会館3階。ただ、3階じゃから上がるのが大変なんじゃけど、でも伝産、あそこはエレベーターがないからな、上まで上がるのは大変なんじゃけど、人数がね。

〔「日中なら問題ない。夜やろうとすると無理」と呼ぶ者あり〕

いやいやいや、昼でもシートを張って、あれ片づけるというたら大変よ、そう言うけど。じゃから、準備に時間かかるというのはちょっと考えたほうがいいと思う。限られた人数でするんじゃからな、そりゃ大変じゃ。

〔「リフレはキャパが何人」と呼ぶ者あり〕

〔「会議室は60人。体育館だったら……」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

休憩します。

午後2時50分 休憩

午後2時58分 再開

○土器委員長 それでは、委員会を再開します。

議会報告会についてなんですが11月6日、場所は備前焼伝統産業会館で、時間は19時からということで皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、まだあと細かい件については、また順次議会運営委員会で決めていきたいと思いま

すんで、よろしくお願いいたします。

次、図書委員の選出について、それぞれ常任委員会から2名ずつという話があります。だから、議運からも2名です。図書委員に、まず希望する方から行かせてもらったらと思います。ないですか。ちょっと私、行かせてもらえたらと思います。ほかの方で。青山委員、よろしいですか。

〔「総務産業はどうか」と呼ぶ者あり〕

それは総務産業委員会で決めてもらったらいいと思うんで。

○中西委員 厚生文教委員会は副委員長と相談しましたが、明日委員会が開かれます。なるべく役を持ってない方になってもらうというふうにしたらどうかということで話をしております。あとは委員会の中で決めたいと思います。

○石原委員 総務産業委員会は、また近に開かれるときに。

○土器委員長 そりゃまあ、あさってじゃね。

議会運営委員会からは、私と青山委員で行かせてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。しっかり勉強させてもらいます。

次、委員会行政視察について。

中西委員から御提案があります。

○中西委員 6月定例会からの持ち越しの議題ですけども、まずもって政務活動費については減額することができましたけども、コロナが少し落ちついているかなという中でも、まだまだ油断は許さないというところで、委員会の視察調査については市議会議長会より控えるようにという通知も来ておりまして、備前市も受けていません。今後ともこの年内受けられるような状況ではないということで、この委員会行政視察の費用の減額補正を提案できればと思います。

○尾川委員 私は結果的に視察をやらない場合があっても、議会から活動費というか、視察の経費を献上するのはやるべきじゃないと思います。

○中西委員 私たち議員の側のコロナに対する姿勢を見せるということ、それからもう一つはこの9月でそういう減額条例を出したとしても、この9月ではできませんけども、年内のコロナ対策の中には生かすことができると考えています。

○石原委員 この委員会の視察費の取扱いについては、前回6月ですか、政務活動費を減額に至る議論の時点から恐らく今年度は委員会としての視察も難しいであろうから、その調査費を返上してということをして2本立てで申し上げた経緯もございます。その時点では、まずは政務活動費からということで、委員会視察費については留め置かれたわけですけども、この状況を鑑みますと今年度委員会としての視察は恐らく困難でしょうし、であるならばもうこの時点で返上してコロナ対策のために役立てていただく、その思いを議会として示していく、そのことについての考えは変わっておりませんので、この機で返上していくべきじゃないかという考えを述べさせてい

ただきたいと思います。

○**青山委員** 私も6月時点でこの9月でというふうに思っておりましたので、ここで上げて年度またがない中でやっただけいいんじゃないかと思っています。

○**土器委員長** 本来ならば多数決でいけばいいんですが、いかがいたしましょうか。

○**中西委員** 私は6月定例会での政務活動費の削減では、議運の全会一致で見ましたんで、基本的には全会一致を希望しています。しかし、このことに関しては9月定例会の今回が与えられた最後のチャンスだと思えば、意見の一致の望めない場合には、これは議員発議ということもあり得るのかなと思っています。あとは本会議でどうなるかというところに係るんじゃないかと思っています。

○**掛谷副議長** 事務局にお伺いしたいんですけど、全国市議会議長会では委員会視察等については自粛ということが書面で来ているということの確認をさせてください。いつ出たのか。それと同時に、ほかの市議会でももうこういった行政視察の取りやめという事例がたくさん出ているのかどうか、そのあたりをお聞きしたい。それと、この9月定例会でやらなかったら12月に出してみても、それは確かに厳しい。そういう意味では、コロナに対する議会の対応はここでやらなければ、議会も努力していますと、一緒になってコロナに対応しているというのはやむを得ないかなと思っていますけど、その2点ちょっと分かれば教えてほしいんですけど。

○**坂本庶務調査係長** 議長会からの文書につきましては、4月と5月に2回、自粛という内容で届いております。それから全国の動きということなんですけれども、当然全国議長会から届いているということで自粛ということになっております。ほとんどの市議会が通常であればそういった問合せ等がないものと、視察での問合せというのはないものと考えておられると解しております。ほとんどの市議会の取扱いというのを確認しているわけではありませんが、議長会からの送付文書によって扱いは決めているんじゃないかと想像いたします。ホームページ等確認したところ、今年の視察はお受けいたしませんというふうに載せているところもございました。

予算につきましては、先ほど中西委員からもございましたけれども、9月でその方向を出しても、現時点では予算を上げるタイミングが執行部のほうにないようです。ですから、11月定例に上げられるであろう一般会計補正予算の第8号に計上ということになろうかと思っています。これは予算の減額ということになりますので、議員発議という今までの条例改正案とか、そういったものとは異なると解しております。

○**掛谷副議長** 仮にこの常任委員会の行政視察をやめた場合に、市民に伝えるような文言は、何か入ってくることが可能なんですか。これだけ自主的に削減するよということを市民に伝えたいわけですよ。そういうのが表現できるんかと、ちょっと分からないんで教えてください。

○**坂本庶務調査係長** 考え得るのはホームページでのお知らせ、それから議会だよりでの周知、この2点かなと思います。

○**中西委員** もう一つ、付け加えさせていただければ、今回の9月定例会での市長の政務報告の

中で、議会が行った政務活動費の減額については触れておられました。これはやっぱり本会議の議事録に残りますから、議場の中継もされますので、そういうものは残るのではないかと思います。

○尾川委員 近隣の議会で、視察研修費を返上したという事例があるのかな。私はこっちから返上せんでも、いや、行きたいと言よんじゃねんじゃ。結果的にどうしようが結局残ってくるわけじゃから、あえてこっちから返上することないと、別に状況が変わりゃあれだろうけど、変わらんんだらできるわけないんじゃから、現実的に。だから、実際近隣の議会が視察研修費を返上していくようなところがあるのかな。

○坂本庶務調査係長 この9月定例会の会期中にどうなっているかというのはちょっと調査しておりませんので分かりませんが、6月定例会の時点で申しますと県内で幾つかあったかとは思いますが。全部を把握しているわけじゃないですけども、通したというところも聞いております。今後どのようにするか検討中というところもあったかと思えます。

〔「また情報を流して」と尾川委員発言する〕

○土器委員長 そしたら、話合いで決めるという形なんですけど、尾川委員は。

○尾川委員 情報を見て、私も別に使いたいと言ようわけじゃない。結局行けなかったら結果的にそうなる、それでいいんじゃないかなと。それで市のほうのそういったコロナ対策について、そういう方針でいろんなことについてやっていくんならやっていきやええと思う。こっちから視察研修費を返上するという事まで、例えばもう全部の委員会がやるんか、その辺のことがあるような気がする。

反面、Go To キャンペーンがあって、ある程度動かしにゃ経済が回らんというふうな状況があるし、議員が積極的に視察して視察研修せにゃいけんといろんなことがあるわけで、だからオンラインの研修があったりするわけじゃから、そういう方法を取るとか、今から幾ら返上しますということを公言する必要はないという考え方です。決して使いたいと言よんじゃないんですから、誤解のないように。あと情報を教えてくれと。やっぱりその状況というのをある程度把握していくという時間もいただきたいと。

○中西委員 ということですから、そういう状況を事務局から話を聞いた上で、また議運の議題として上げていただきたいと思えます。

○土器委員長 今調べに行かれとんじゃないんかな。ちょっと休憩しましょうか。

休憩します。

午後3時13分 休憩

午後3時30分 再開

○土器委員長 では、再開します。

○坂本庶務調査係長 皆様のお手元に5月27日現在で取りまとめがされた資料をお配りいたしました。先ほど来の視察旅費につきましては、この時点では井原市、総社市、それから高梁市、

新見市、瀬戸内市が減額を決定していたという状況です。あとそれから、もう3か月以上たっておりますので、再度調査をかけたらどうなるかというのは現時点でははっきり申し上げられませんが、このような状況でございます。

○尾川委員 もうちょっと時間をもろうて、直近のを一遍再調査してもらってください。それで判断します。

○土器委員長 それでは、そういう形でいかせてもらいます。

次、議員研修会について。

○中西委員 前回の議運でこれは行うということで決まっていたと思うんですけども、やり方についての問題があったのと、講師をどうするのか、テーマもどうするのかということはまだ決まっていなかったと思うんですが、私は今日の議会基本条例の検討をしていく中でやっぱり御意見としても研修をしっかりやっていくべきだという御意見もあったということを踏まえれば、できれば備前市議会が作ったであろう議会基本条例についてのコメントとか、これからの進め方、あるいは検証の仕方等含めて、そういう専門的な先生から御意見をいただいて意見交換ができればいいかなという考えを持っています。

そういう点では、昨年山陽新聞に記事が出ておられました環太平洋大学の先生なんかは、もし岡山県内にお住まいでしたら可能性もなくはないかなという感じがしますし、まだお若い先生ならできれば備前市議会に常に寄り添っていただける先生になっていただけると、そういう先生ならよりいいなという感じを持っています。いかがでしょうか。

○青山委員 この議会基本条例について、ここにいる議運の委員はいろんな議論をして大分深まってきたと思うんですけど、他の議員の皆さんにも共通の理解をいただくための研修会というのは必ずやっていきたいと思います。

○石原委員 新型コロナ禍もありますけれども、何らかの研修をやっていくという方向性は決定づけられとると思います。そういう中で、これから出来上がることを目指しておる議会基本条例について、まさしくこれ以上ないタイミングかと思いますんで、このことについて理解を深めていく研修、このことを第1候補として今後備前市議会として検討していかなければいいのかなという考えであります。

○尾川委員 私は前々から言ようように議会基本条例絡みの検証を具体的にどうするんかという視点から、パブリックコメントもあったように、ぜひ県内にある程度限ったら前にも紹介したかも分かりますけど、井原市議会とか、それから早稲田の北川先生の流れをくんだ環太平洋大学の林先生だったと思うんですけど、環太平洋大学もコロナの問題が発生してよう行かんのんですけど、今年度の議員研修についてはそのあたりで考えたらどうかなと、昨年来ていただいた江藤先生なんかも別に向こうへ行くわけじゃないし、こっちへ1人が来るだけですから、そんなにコロナの問題はないと思うんですけど、取りあえずそういった県内で今年度ぐらいはやっていくということで、特にテーマとすりゃ議会基本条例絡みということでどうかとは思っています。

○土器委員長 皆さんの意見等をお聞きしたところ、環太平洋大学の先生に来てもらう、それも議会基本条例についての話をしてもらうという形になったかと思います。

○掛谷副議長 大学との連携を考えると、この機に今後ともしっかりお付き合いをしていただくような先生が望ましいかなと。議会基本条例だけということなのか、それをずっとオブザーバーみたいな形でやっていくなれば、環太平洋大学の先生がいいのか、県立大学のそういった先生がいいのか、そのあたりは私もまだ精査できておりません。そういう意味で長くお付き合いをさせていただくというようなことが一つは大事だと思っていますので、そのところはしっかり調査していい講師を、できるならば県内ということで、コロナがあろうが何があろうがある程度そういう意味では可能性というのは非常にいいと、関東地方の先生というのはいろんなお金もかかりますし、県内でずっとお付き合いをしていく先生の選定について調査研究しながらお決めになっていくほうがいいんじゃないかなという感想を持っております。

○尾川委員 また要らんことを言うようなけど、副議長というのはオブザーバーみたいな立場なんじゃからな、積極的な発言というのは、そりゃアドバイスしていただくのはありがたい、貴重なんじゃけど、発言する権限があるかねえかというのを明確にして、委員会を運営してくれんといけんよ。

○土器委員長 はい、分かりました。

○坂本庶務調査係長 ちょっと違う話になるかもしれませんが、IPUの先生のお話が今出まして、まさに先日株式会社ぎょうせいさんに議会改革とか議会基本条例とか、今後の議会をテーマにした講師をお願いする場合、どういった先生がいらっしゃって、このコロナ禍においてお越しいただけたりするような方がいませんかというような御相談をいたしました。そのときに、環太平洋大学の林先生のことが出まして、日程とかのいろいろを今日決めていただけると、ぎょうせいさんに再度催促ができるかなと思っています。現時点で言いますと、年を明けるとIPUの林教授のほうが厳しいと伺っております。年内での開催を御検討いただいて、テーマ等も決まれば、そのように講師のお願いができるのかなと事務局では考えております。

○土器委員長 テーマについては議会基本条例についてというのは、皆さんから意見が出されたと思う。テーマは決まったと思います。そうですね。あとだから、講師をどうするかということ。日程と講師。

○中西委員 事務局の話によると、日程をおおよそ決めれば講師の先生にお願いできるかも分からないということですが、日程はもう11月にせざるを得ないと思うんですよ。10月は決算が入ってきますし、11月の初めは議会報告会が入っていますんで、11月の中旬ぐらいとしか言いようがないんですけど、そのあたりで先生の御都合のいいところが取れればと思います。

○守井議長 12月になったらまた議会が始まるような感じで、11月の末には議運を開かになんけんような感じになるから、20日前後まで。

○中西委員 だから、11月の中旬というふうに。

○土器委員長 はい。それでは11月の中旬ということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかに何かありますか。

○中西委員 市長の一般質問の答弁漏れなんですけど、尾川議員のところもありました。私の一般質問の作り方というのは、一般質問通告をして職員が聞き取りをした、その文章を基に一般質問を作っているんです。だから、その聞き取りをしたものから私は作っているんで、どうして答弁漏れがあるのかというのが不思議でかなわないんです。

具体的には、3つの点が答弁漏れでした。1つは、温浴施設は企画課の仕事じゃないか、サイクリングターミナルは観光課ではないか、最後は三石出張所の建設監理の問題と、3つとも市長は答えていなくて、確かに答弁はあったんですけどただ抽象的な、その抽象的な答弁の中でも具体的に指摘をしてほしいという答弁で、私が具体的に提案したことについては何ら答弁がないんですよ。私はやっぱりこれは、市長の答弁書をチェックする誰かがいないんじゃないかと、誰がチェックしているのかと、これは強く改善を求めてほしいと思います。後で一応市長公室長には、どうして答弁書がないんだというふうに問いただしはしたんですけど、公室長も、うん、部長が答弁書を持っていたのかなという感じなんです。だからチェックがないんです。誠に遺憾な話で、ぜひこれは強く言っと思っていただきたいと。絶対私の場合は答弁漏れがないところから原稿を起こしているんで、それはないと思うんです。お願いしておきたいと思います。

それからもう一つ、委員会ではないけども1度オンラインで委員会が終わった後どういうようなものなのか体験をしたいということで、この議運でもお願いをして了解を得たんですけど、他市の状況も含めてこのオンラインへの取組についてどうなのか、事務局でも調査と検討していただきたいということを申し上げておきたいと思います。副委員長から御指摘のありましたように、総務産業委員会はどうするのかというところがありましたけども、やっぱりこれは議会としてもそういう調査と研究はしておくべきではないかと、その中の一つとして私どもも委員会外での体験というものをしていきたいし、準備もしていく必要があるんじゃないかと思います。

○土器委員長 中西委員から2点あった1つは、一般質問の答弁漏れ、市長の答弁漏れ、それから2番目はオンラインについてですね。答弁漏れについては、これは議長から言うてもらうんですかね。

○守井議長 私から、その辺の原因も含めて、市長公室長なりに伝えるようにいたします。

○土器委員長 オンラインについては何かありますか。

○入江議会事務局長 ZOOM会議の話なんですけど、これは議事堂内での分散でやれるかという検証を終えておりまして、定例会中というのはちょっと厳しいかもしれませんが、10月以降試行的な委員会というか、協議会ということでウェブ会議ができるような手だてを事務局で準備を進めております。

○土器委員長 ほかに、その他ございませんか。

○入江議会事務局長 9月14日、日付で岡山県の対策本部の発表でございますが、20代男性、居住地は大阪府、職業は無職の方、3番の行動歴を御覧ください。

9月11日に備前市内の友人宅に宿泊、13日には入院をされておりますが、そこで感染が市内で分かったということでございます。濃厚接触者は11日、12日にともに過ごした7名、これについては備前市内の友人宅、友人ら5人が同居、この同居人さんも該当しているのではないかとということではございますが、発表にはございませんが、現在調査中ということでございます。これを受けまして、先ほど開催された備前市の新型インフルエンザ等感染症対策本部では市長メッセージその他をホームページに掲載し、ここにもございますが、特定されることがないような御配慮をお願いするとともに市民の皆様に対してこれらの感染情報をお伝えするということでございます。県内147例目ということで、備前市民では今のところありませんが、濃厚接触者を含め可能性は高まっているものと思っております。現在のところ、これ以上の情報は市も全く持っていないということでございます。

○土器委員長 皆さんのほうで何かございませんか。

○尾川委員 行動歴のところで9月12日云々と書いて、医療機関Aを受診してマスク着用と、これはどういう意味があるん。どういうことが言いたいんかなというのが気になるんですけど。

それともう一点は、こういう市外から市内へ来てというケースは瀬戸内市でもあったと思う。そういう対策というのはよう連携というか、どういうふうな措置したかということをやよう厳重にしてみようたり、情報があるんじゃないやったら流してもらいたいと思うんで、よろしゅうお願いします。

○土器委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、1点だけこれは皆さんにお願いしたいんですが、議会に登庁したらサインするかと思うんです。これはちょっと何人かの方が忘れておられるんで、今後気をつけていただけたらと思います。私もよう忘れようたんですけど、よろしくお願いします。

それではこれで議会運営委員会を閉会いたします。

午後3時55分 閉会